

公の施設使用料の減免基準の基本的な考え方について（案）

令和 年 月

1. 趣旨

公の施設は、施設利用者から使用料を等しく負担していただくことが基本であるが、公益性や政策的に負担を軽減する必要がある場合については、使用料の全部または一部を免除できることとしている。

この使用料の減免措置は、各施設の規則等で定めた要件により個別に準用しているが、減免理由の拡大解釈や画一的な適用事例等により、減免を適用する範囲は広い傾向となっている。

使用料は、受益者負担の原則から利用者が相応の額を負担することで、受益と負担の適正化と公平性が確保されるものであり、減免は例外的な措置として、真に必要な場合に限定して特例的に適用する必要がある。

また、施設使用の対価として定めた使用料の意義を保つとともに、市民全体の平等性を確保するためにも、減免基準の明確化、統一化を図る必要がある。

よって、減免についての適用を判断するための統一的な基準を設け、適切な運用を行うための指針として定めるものである。

2. 対象施設

公の施設を対象とする。ただし、次に掲げる施設については、本基準の適用を除外する。

- (1) 法令等により使用料が無料と定められている施設
例：学校、道路、公園など
- (2) 法令等で使用料の算定方法などが定められている施設
(国・県が定める基準に基づき算出する場合を含む)
例：保育所、市営住宅など
- (3) 公営企業会計等の独立採算を前提として設置する施設
例：上下水道に係る施設など
- (4) その他政策的な理由により対象外とする施設
例：温泉施設など

3. 基本方針

使用料減免については、施設間の公平性を確保するため統一的な基準を設けることとし、その基準の判断は、公益性が高く市が施策を推進する上で必要であり、また広く市民から理解が得られるものとする。

4. 減免の判断基準

条例で規定する、使用料の減額又は免除の運用については、個々のケースで判断することになるが、次に掲げた判断基準を基に適切に行うものとする。

- 公の施設は、公共の福祉の向上を図るために設置した施設であることから、市民が利用しやすいよう低廉な使用料として設定しているもので、本来使用料は施設使用の対価であることから、原則は全額納付を基本に考える。
- 減免の承認に当たっては、「市の主催」や「市の共催」の場合の公益性と比較し、それらと均衡の取れたものでなければならない。
- よって、減免は施設の利用に公益性があるもの、あるいは負担能力から支援が必要であるものなどを判断基準として、政策的に行うものとし、利用者個人の利益につながる利用は、原則として対象としない。
- また、市が後援する場合は、市及び市の機関が主催及び共催の場合と比較した上で均衡が取れたものでなければならぬため、減免は行わない。

5. 具体的な減免基準

本基準は、次に定める減免基準の具体的な例示を基に減免の承認を行うものとするが、これらに該当しない場合であっても、「4.減免の判断基準」等を基に、総合的に判断し、決定するものとする。

(1) 全額免除する場合

- ① 市が直接または間接的に関与する次の使用については、すべての施設において使用料を免除する。
 - ア 市が主催または共催するとき
 - イ 市が協力し、市以外の官公署が施設を使用するとき
 - ウ 市が委託する事業で受託者が施設を使用するとき
 - エ 施設を管理運営する指定管理者が当該施設を使用するとき
- ※市とは、市の執行機関及び附属機関をいう。

② 次の団体は、青少年健全育成、コミュニティーの醸成、教育の振興、住民福祉の向上等極めて公益性が高いため、すべての施設において使用料を免除する。

ア スポーツ少年団、育成会、子どもクラブ、市立の保育園・小中学校及びこれらの団体の保護者会、PTAが使用するとき

イ 自治会が使用するとき

ウ 民生委員児童委員協議会が使用するとき

(2) 減額する場合

① 次の団体は、団体の利益につながる活動ではなく、地域住民のための活動であるため公益性が高く、また市の施策の推進上有益と認められるため、減額を適用することができるものとする。

ア 社会福祉協議会、食生活改善推進委員会、愛育会、女性団体連絡会、交通安全協会、交通安全母の会、戦没者遺族会、赤十字奉仕団、文化協会、スポーツ協会及びこれに属する団体が使用するとき

② 次の団体は、自立と社会参加を促すことにより、市の施策の推進を図られることから、減額を適用することができるものとする。

ア 老人クラブが使用するとき

イ 障がい者団体及び障がい者の保護者団体が使用するとき

③ 私立の幼稚園・保育園が保育活動や教育活動のために利用する場合は、教育的見地から減額を適用することができるものとする。

※免除及び減額については、上記団体であることで無条件に減免を行うのではなく、公益性のある内容を伴った活動に対して適用するものとする。

(3) 減額率

原則として50%とする。

(4) その他の基準

原則として、上記基準以外の減免については、認めないものとする。

ただし、政策的または単発的に減免することが適当と思われる理由などが発生したときは、市長の決裁を受けた上で、減免することができるものとする。

なお、施設設置の目的を達成するため、規則に定めた団体の利用については、これまでと同様に扱うものとする。

6. 実施時期

減免基準の適用により、影響を受ける団体等もあることから、一定期間周知に努めることが必要であるため、令和6年4月1日から実施することとする。